



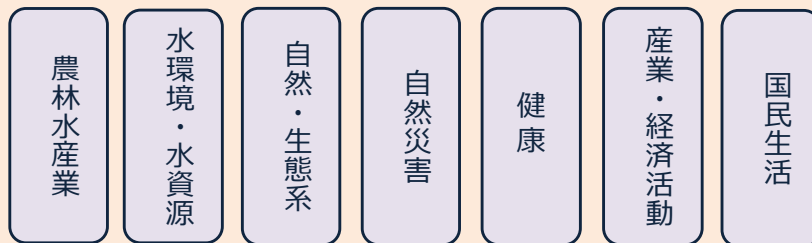
環境省における熱中症対策について

環境省中部環境局総務課作成

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

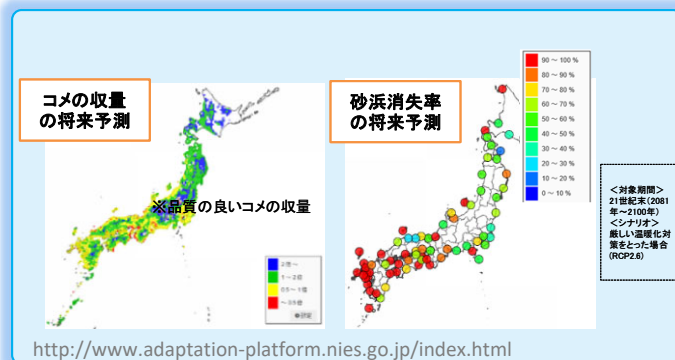
各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・ 高温耐性の農作物品種の開発・普及
 - ・ 魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 - ・ 堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 - ・ ハザードマップ作成の促進
 - ・ 熱中症予防対策の推進
- 等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。



<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

公布日：令和5年5月12日 全面施行：令和6年4月1日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正事項及びその効果
国の対策	環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） （関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）	熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ → 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 ※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ
アラート	環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年から	- 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ - さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） → 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に
地域の対策	- 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルの活用が進められているが、国内での取組は限定的 - 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足	- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） → 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 - 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） → 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底



政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、**熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す**

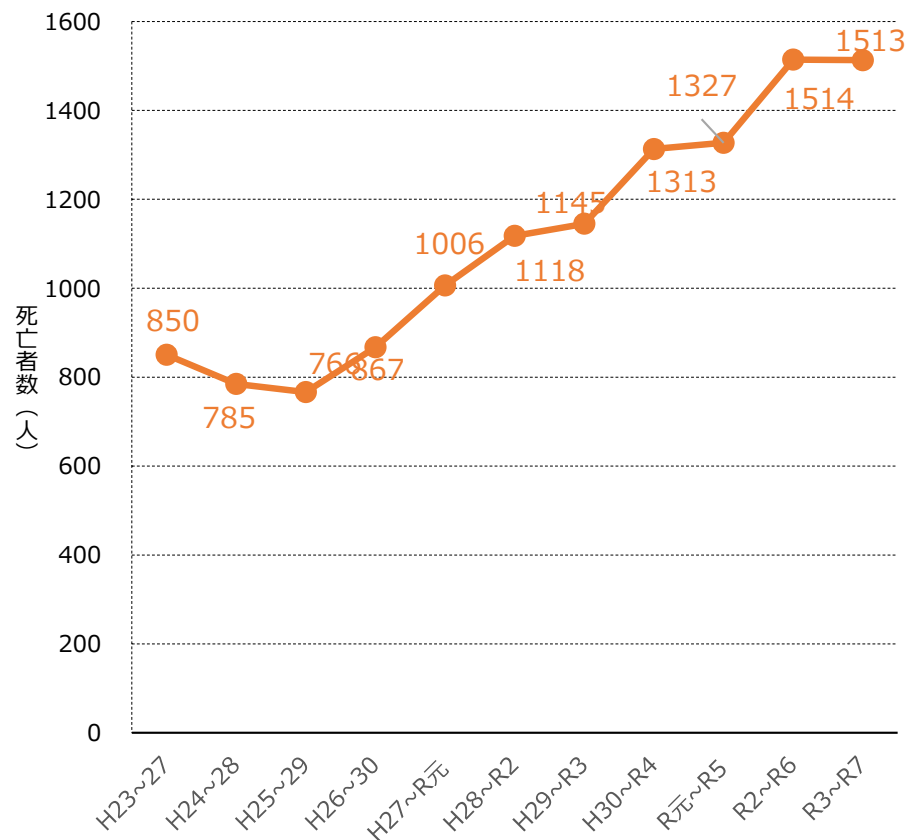
独立行政法人環境再生保全機構法の改正事項

- 熱中症警戒情報等の発表の前提**となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
- 熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

改正気候変動適応法に基づく熱中症対策

- 令和7年夏の日本の平均気温は、統計開始（1898年）以降で、これまでの記録を上回り、観測史上最も“暑い夏”になった。
- 厳しくなる夏の暑さに対して、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年気候変動適応法を改正、令和6年4月全面施行。
- 「2030年に熱中症死亡者数を現状から半減する」という政府目標に向けて、政府（関係府省庁）・地方自治体等が連携して対策を推進。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



出典:人口動態統計から環境省が作成

主な改正内容

- 熱中症対策実行計画の策定
- 現行アラートの一段上の熱中症特別警戒情報を創設
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定
→特別警戒情報の発表期間中、一般に開放
- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）



写真：佐野市役所
(令和6年撮影)

熱中症対策実行計画（概要）

令和5年5月30日閣議決定

目 標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目指す。
（※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間

おおむね
5年間

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成
地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進
事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策
国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、こども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

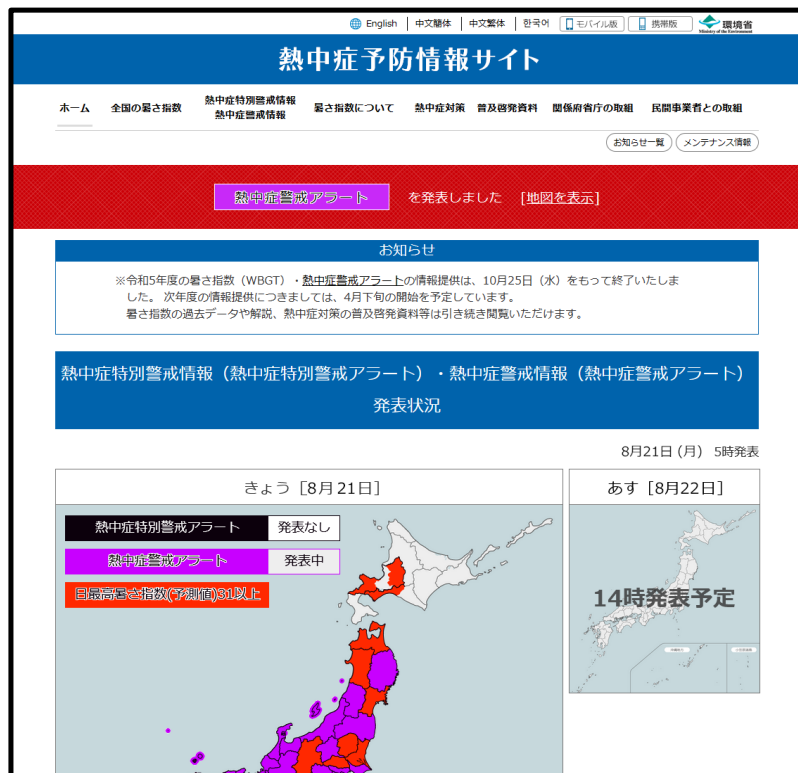
- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。
- 令和8年度目途に計画を見直す予定**。

熱中症に関する環境省などの情報源

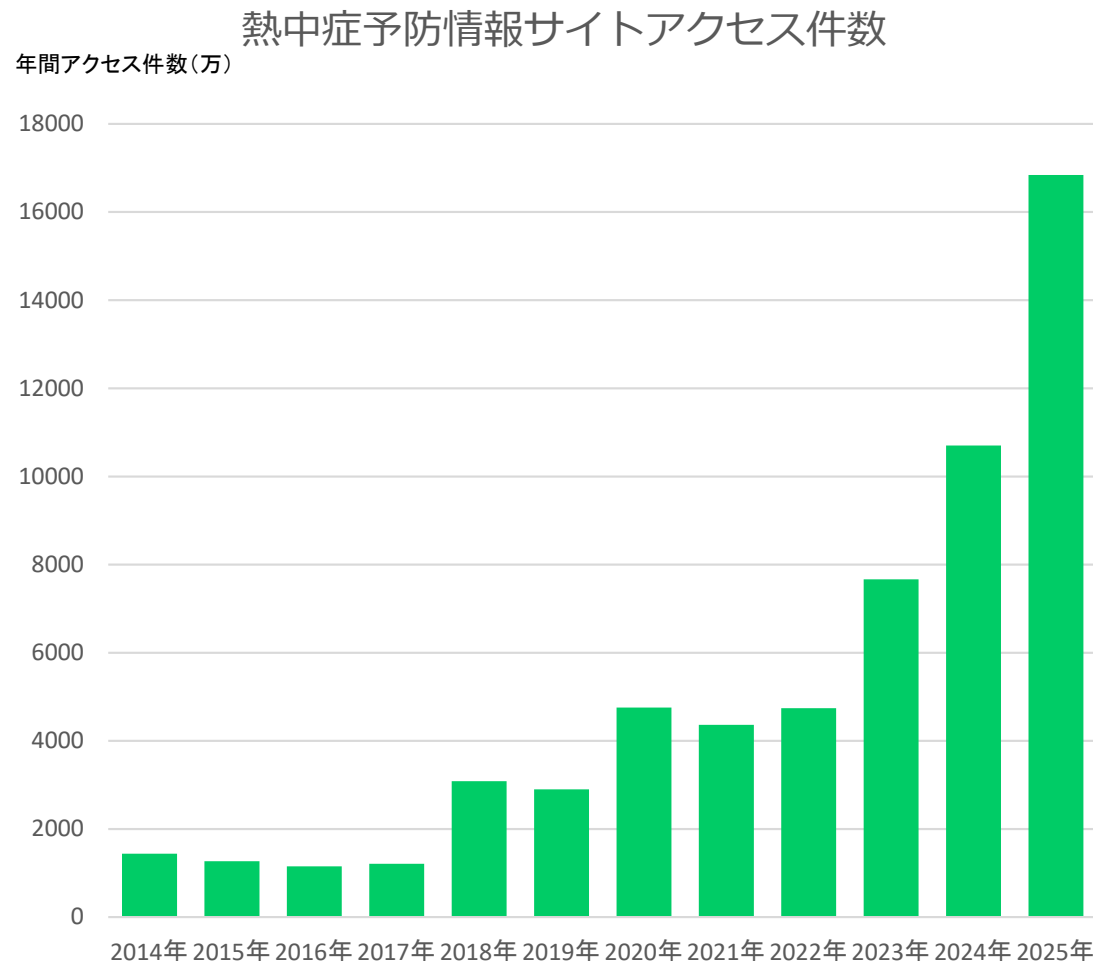
熱中症予防情報サイトへのアクセス状況

熱中症予防に資する情報を 一元的に掲載

- 全国841地点の暑さ指数
- 熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの発表状況
- 熱中症の予防方法と対処方法
- 各種リーフレット、マニュアル等
- 環境省、関係府省庁の取組 等



環境省が運営する「熱中症予防情報サイト」へのアクセス数は年々増加しており、令和7年度は累計約1億7千万ビュー（令和6年:約1億1千万、令和5年:約8千万）となっている



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

1. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に関するリンク集の公開

市区町村による**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**の指定状況について、環境省熱中症予防情報サイトで**リンク集**を公開。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_shelter.php

指定避難施設（クーリングシェルター）・リンク集

気候変動適応法に基づく指定避難施設（クーリングシェルター）を指定している全国の市町村のウェブサイトにリンクを掲載しています。なお、掲載順のウェブサイトを優先的に表示します。



現在掲載しているクーリング・オフの届出状況等の情報は、各市町村から令和7年10月20日までに届着者へ情報提供いただいた内容を整理したものです。

本年度の事業は10月24日まで終了しました。
なお、送付に間に合っていないと思われる市町村から改めてお送りください。

クーリングシェルターを指定済みの市区町村数

1182 市区町村 (令和3年10月30日現在)

クーリングシェルター又はいわゆる暑さをしのぐ施設を指定済みの市区町村数

1329 市區町村 (令和3年10月30日現在)

都道府県ごとの情報はこちら

北海港	青森港	岩手港	宮城港	秋田港	山形港
秋田港	文殊港	松本港	群馬港	埼玉港	千葉港
東京部	神奈川港	伊豆港	富山港	石川港	福井港
山梨港	長野港	岐阜港	靜岡港	愛知港	三重港
滋賀港	京都部	大和港	兵庫港	奈良港	和歌山港
鳥取港	島根港	岡山港	広島港	山口港	徳島港
香川港	愛媛港	高松港	岡山港	福岡港	熊本港
熊本港	大分港	宮崎港	鹿児島港	沖縄港	

(掲載情報イメージ)

[illegible]

環境省熱中症予防情報サイト

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）



写真：佐野市役所
(令和6年撮影)

2. 地方公共団体職員向けの研修の実施

- ◆ 独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）において、地域における熱中症対策の推進のための**地方公共団体職員向けの研修**を実施（対面、オンライン、e-ラーニング）。

＜令和7年度＞

対面12箇所、オンライン2回、e-learning（随時）

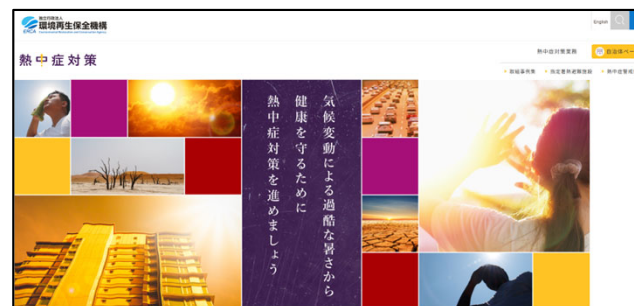
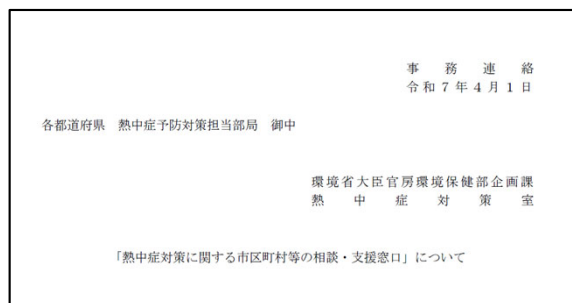
(令和6年度参加者数実績 合計延べ1,281人)



＜令和 6 年 7 月 12 日山形会場＞

3. 熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口の開設

- ◆ 熱中症対策として、高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」をR6年12月からR7年3月に設置。
- ◆ R7年4月以降は、市区町村等の熱中症対策支援に取り組んでいる独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）において対応する。



【事務連絡】「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」について（令和7年4月1日）

4. 熱中症環境保健マニュアルの改訂

- ◆ R6年より、熱中症環境保健マニュアルの改訂作業を行っており、法改正内容の反映や、記載内容を整理。
（総論編と各論編に分ける、読み手を踏まえた記載を調整等）
- ◆ R7年夏に総論編として要約版を先行公開。



2022年版



総論 2025年7月版

5. 普及啓発の取組

- ◆ 『熱中症予防強化キャンペーン』の一環として、関係府省庁や関係機関が一体となり普及啓発を強化し、国民の意識を高めることが重要。
- ◆ 関係府省庁や民間企業等にも協力を募り、効果的な発信を行う。

環境省公式SNSによる情報発信

環境省では公式XやFacebook、LINEアカウントから熱中症の情報を発信。

＜登録者数（11月18日時点）＞

X : 約33万人

Facebook : 約9.6千人

LINE : 約48万人

（LINEは熱中症関連のみの発信）

○ 熱中症関連府省庁と連携し、随時情報発信

大型ビジョンを活用した情報発信

原宿表参道ビジョン等の全国21箇所の大型ビジョンにおいて、当該地域の暑さ指数情報を放映。

（7/1～8/31）



＜※写真は令和6年度のもの＞

動画作成・活用

ペンギンさんによる
熱中症講座。
（ショート動画）



15秒、30秒、60秒
の各テーマ別の動
画を作成し、情報
発信。



◆ 企業・団体と連携した普及啓発

鉄道事業者によるポスター掲示

主要駅において、ポスターを掲示し利用者に対して熱中症対策に関する情報発信を実施。

(R6：全国42箇所、246枚)
(R7：全国59箇所、245枚)

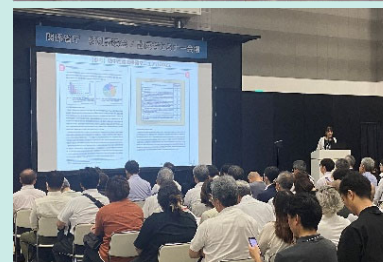


熱中症予防イベント出席

打ち水イベントに参加

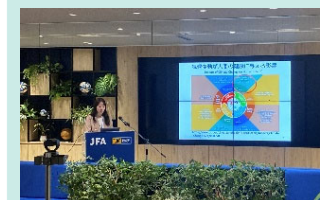


熱中症関連イベントにおいて講演会を実施



企業・団体との連携

日本サッカー協会と連携し動画を作成・活用。気候変動における情報を提供



郵便局での普及啓発

全国約1,200の郵便局で熱中症警戒アラート普及啓発用のポスターを掲示。また、一部の郵便局については、地方公共団体からクーリングシェルターに指定されるなど、熱中症対策にご協力いただいている。



ラジオを通じた普及啓発

高齢者をはじめとした多くの方が利用するラジオにおいて、熱中症対策に関する情報等の発信。



熱中症予防広報大使

そらジロー及び気象予報士の木原実さんを熱中症予防広報大使に任命。



熱中症に関する情報源①

(1) 熱中症予防に関する情報を集めたウェブサイト

- 環境省「[熱中症予防情報サイト](#)」



- 環境省「[熱中症について学べる動画](#)」



- 厚生労働省「[熱中症予防のための情報・資料サイト](#)」



- 厚生労働省「[STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン](#)」



- 厚生労働省「[職場における熱中症予防情報](#)」



- 独立行政法人日本スポーツ振興センター「[学校での事故防止対策集:熱中症の予防](#)」



- 公益財団法人日本スポーツ協会「[熱中症を防ごう](#)」



(2) 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート

環境省が発表する熱中症警戒アラートと熱中症特別警戒アラートの情報は、環境省「[熱中症予防情報サイト](#)」にて確認ができます。また LINE アプリやメールで配信するサービスが、下記より無料でご利用になれます。

- 環境省「[LINE アプリを活用した熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信](#)」 スマートフォンなどから



- 環境省「[熱中症警戒アラート等のメール配信サービス](#)」

スマートフォンから



フィーチャーフォン
(ガラケー)から



熱中症に関する情報源②

(3) マニュアル・ガイドライン等

- 環境省「[熱中症環境保健マニュアル 2022](#)」



- 環境省・文部科学省「[学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き](#)」

- 環境省「[夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020](#)」

- 環境省「[熱中症予防対策ガイダンス](#)」

- 厚生労働省
「[働く人の今すぐ使える熱中症ガイド](#)」



- 環境省「[まちなかの暑さ対策ガイドライン](#)」



- 日本生気象学会
「[日常生活における熱中症予防指針](#)」



熱中症に関する情報源③

(4) 熱中症に関するパンフレット・リーフレット



環境省環境保健部企画課

- 「[高齢者のための熱中症予防](#)」
- 「[熱中症~ご存じですか? 予防・対処法~](#)」
- 「[熱中症警戒アラート発表時の予防行動](#)」
- 「[災害等の熱中症予防](#)」
- 「[エアコンが使用できないときの熱中症対策](#)」



日本生気象学会

「[日常生活における熱中症予防](#)」



独立行政法人
日本スポーツ振興センター
「[熱中症を予防しよう](#)
[一知って防ごう熱中症一](#)」



公益財団法人日本スポーツ協会
「[スポーツ活動中の熱中症](#)
[予防ガイドブック](#)」



(5) その他

○ 総務省消防庁([熱中症による救急搬送の状況](#))



○ 厚生労働省([熱中症による死亡数 人口動態統計](#))



○ 厚生労働省([職場における熱中症による死傷災害の発生状況](#))



○ 気象庁([日本の季節平均気温](#))

